板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業補助金交付要綱

（平成 10 年４月 1 日区長決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、地域の福祉団体が在宅の心身障がい者（児）のために行うレクリエーション事業（以下「事業」という。）に対し、その経費の一部を補助することについて必要な事項を定め、もって心身障がい者（児）の福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象団体）

第２条　この補助の対象となる団体は、板橋区内に本拠を有し、障がいを持つ区民を対象に福祉活動を実施している団体であって、結成後２年以上常時活動し、団体規約、予算書及び決算書を備えているもの（以下「対象福祉団体」という。）とする。ただし、営利を目的とする団体を除く。

（補助対象事業の要件）

第３条　補助対象事業は、前条で規定する対象福祉団体の行う事業で、次の各号に掲げる条件を備えたものとする。

（１）前年の活動実績のうち、10 名以上の参加で実施したものがあること。

（２）障がい者自身が 5 名以上参加予定であり、かつ、介助者と合わせた参加予定数が 10 名以上であること。

（３）障がい者は、身体障害者手帳、愛の手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を所持する者又は難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）の対象となる難病として厚生労働大臣が指定する疾病）であること。

（４）前号のほか、区長が特に必要と認めるもの

（補助の申込）

第４条　補助を受けようとする対象福祉団体は、補助を受けようとする年度で別に定める期間内に区長に申込を行うものとする。

２　区長は、前項の期間経過後も予算の範囲内で、追加募集を行うことができる。

（補助の対象経費）

第５条　この補助金の対象となる経費は、レクリエーション参加費（傷害保険料を含む。）、交通費、バス借り上げ料及び運営諸経費とする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（補助の基準及び交付額）

第６条　補助金の交付額は、予算の範囲内で別表に掲げる区分ごとに算定された額の合計額とする。

（申請の手続）

第７条　対象福祉団体は、補助金の交付を受けようとするときは、事業実施日より１か月前までに板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業補助金交付申請書（別記第１号様式）に次の書類を添えて、区長に申請しなければならない。

（１）事業計画書

（２）申請事業収支予算書

（３）参加予定者名簿

（４）団体の概要・活動実績

（５）その他団体資料（規約、会員名簿、総会資料）

（６）障がい者に対する介助者について、福祉部長が別に定める比率以上となる場合、その理由書

（交付決定の通知）

第８条　区長は、前条の規定に基づく申請があったときは、補助金の交付の可否を審査し、交付すると決定したときは、補助金交付決定通知書（別記第２号様式）により、対象福祉団体に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第９条　対象福祉団体は、前条の規定に基づく交付決定通知を受けたときは、請求書（別記第３号様式）により区長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条　区長は、前条の規定に基づく補助金の交付請求があったときは、対象福祉団体に速やかに支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第 11 条　区長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（実績報告）

第 12 条　対象福祉団体は、補助事業終了後 20 日以内に、板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業実績報告書（別記第４号様式）に参加者名簿、収支報告書及び領収書等の関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

　また、障がい者に対する介助者について、福祉部長が別に定める比率以上となった場合、また障がい者自身の参加が 4 名以下となった場合は、第 7 条第 6 号を準用する。

（補助金の確定）

第 13 条　区長は、対象福祉団体から実績の報告書を受けたときは、その成果が交付決定の内容及び条件に適合しているかどうかを審査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第５号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条　区長は、既に交付された補助金が、前条で確定した補助金額を上回る場合は、速やかに返還を命ずるものとする。

２　区長は、第 11 条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合に、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

（助成の回数）

第 15 条　この要綱による助成は、１団体につき毎年度１回限りとする。

（助成の対象外）

第 16 条　板橋区心身障がい児余暇活動支援事業要綱（平成 18 年３月 13 日区長決定）による指導員の派遣を受けている団体は対象外とする。

（細則）

第 17 条　この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金交付規則（昭和 42 年板橋区規則第３号）の定めるところによるほか、福祉部長が別に定める。

付　　則

この要綱は、平成 10 年４月１日から施行する。

付　　則

この要綱は、平成 18 年４月 17 日から施行し、平成 18 年４月１日から適用する。

付　　則

この要綱は、平成 19 年４月１日から施行する。

付　　則

この要綱は、平成 19 年８月１日から施行する。

付　　則

この要綱は、平成 20 年３月１日から施行する。

付　　則

この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。

付　　則

この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

付　　則

この要綱は、平成 30 年４月１日から施行する。

付　　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表

補助対象経費及び交付額一覧

区分	交付額	備考
レクリエーション参加費 （傷害保険料含む）	１人　１，０００円	１団体につき 40 名まで補助し、1 人上限 1,000 円とする。ただし補助対象となった利用者は他団体の参加による重複補助を受けることができない。
交通費	１５０，０００円	１団体につき 40 名まで補助し、上限 15 万円とする。ただし、交通費が上限額に満たない場合は実費額とする。 バス借り上げ料と併給はできない。
バス借り上げ料	見積額	バス借り上げ料（有料道路代、駐車場代、乗務員代を含む）は、補助事業実施前に団体が業者から見積書を徴するものとし、その見積額を補助金の交付額とする。ただし、１団体につき 15 万円を上限とする。
運営諸経費	６０，０００円	看護師、ボランティア、手話通訳士への謝金、事業に係る事務経費（下見費用も含む）を対象に上限６万円とする。

第１号様式（第７条関係）

年　　月　　日

（宛先）　板　橋　区　長

所 在 地　〒　　－

団 体 名
代表者名
電　　話　　（　　）

年度　板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業補助金交付申請書

標記について、下記により補助金を交付されたく関係書類を添えて申請します。

記

１　　交付申請額　　円

２　　添付書類
（１）事業計画書・・・・・・・・・・・別紙１
（２）申請事業収支予算書・・・・・・別紙２
（３）参加予定者名簿・・・・・・・・別紙３
（４）団体の概要・活動実績・・・・・別紙４
（５）その他団体資料
①規約　②会員名簿　③総会資料（予算書・決算書含む）
（６）障がい者（児）に対する介助者について、要領で定める比率以上になる場合、その理由書・・・・・別紙５

別紙１

事 業 計 画 書

１．事　業　名

２．実施予定日　　年　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　）

３．実 施 場 所

４．事業内容・行程

５．参加予定人員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿名

（内訳）

障がい者（難病患者含む）	名
介助者その他	名

別紙２

申 請 事 業 収 支 予 算 書

（団体の年間活動予算ではなく、補助金申請事業の予算を記入してください。）

１　収入の部

項　　目		金　　額	備考（単価・対象人数等）
レクリエーション事業補助金		円	申請金額を記入してください。
（内訳）	レクリエーション参加費	円	１人 1,000 円（4 万円上限）
	バス借り上げ料	円	どちらか一方のみ選択してください。（15 万円上限）
	交通費（バスを借り上げない場合）	円	
	運営諸経費	円	6 万円上限
参加料		円	
団体負担金		円	
		円	
合　　計		円	

２　支出の部

項　　目			金　　額	備考（単価・対象人数等）
補助対象経費内訳	参加費	宿泊費・入場料等	円	
		傷害保険料	円	
	バス借り上げ料 ※見積書を添付して下さい	貸切バス代金	円	
		有料道路代	円	
		駐車場代	円	
		乗務員代（心付け含む）	円	
	交通費（バスを借り上げない場合）		円	
	運営諸経費	看護師謝礼	円	(___)人×(_____)円
		ボランティア謝礼	円	(___)人×(_____)円
		手話通訳謝礼	円	(___)人×(_____)円
		下見費用	円	
		その他事務経費	円	
対象外経費	飲食代		円	
			円	
			円	
			円	
合　　計			円	

別紙３

参　加　（　予　定　）　者　名　簿

〔　　年　　月　　日現在〕

番号	フリガナ 氏　　名	障がい者・介助者	住　　所 電話（ＦＡＸ）番号
1		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
2		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
3		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
4		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
5		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
6		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
7		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
8		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
9		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
10		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）

別紙４

団体の概要・活動実績

１　団体の概要

団　体　名			
所　在　地			
設立年月日	年　　月　　日	代　表　者	
会　員　数	人（うち、区内に在住している会員数　　人		
会　　費	１人　　円／年間		
活動目的 （団体の活動目的や設立目的を記入してください。）			

２　これまでの活動実績

年　　度	実績の内容又は予定	年間活動経費
年度 （前年度の団体年間活動実績を記入してください。）		
年度 （今年度の団体年間活動予定を記入してください。）		

別紙５

年　　月　　日

所 在 地　〒　　－

団 体 名
代表者名
電　　話　　（　　）

理　由　書

※障がい者（児）に対する介助者について、要領で定める比率以上になる場合

理由

第２号様式（第８条関係）

号

年　　月　　日

様

板橋区長

補助金交付決定通知書

年　月　日付で交付申請のあった　　年度板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業補助金を、下記により交付します。

記

１　交付金額　　金　　円

２　補助対象経費　　別紙内訳書のとおり

３　交付条件

（１）この補助金は、交付申請書記載の事業以外に使用しないこと。

（２）事業終了後、２０日以内に実績報告書を提出すること。

（３）板橋区心身障がい者(児)レクリエーション事業補助金交付要綱を遵守すること。

※上記(１)から(３)までのいずれかを履行しない場合は、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることがあります。

第３号様式（第９条関係）

請　求　書

金　額	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、　　年度　板橋区心身障がい者(児)レクリエーション事業補助金として
上記金額を請求いたします。

年　　月　　日

所　在　地

団　体　名

代 表 者 名

電　　話　　(　　)

(宛先)　板　橋　区　長

第４号様式（第１２条関係）

年　　月　　日

（宛先）　板　橋　区　長

所 在 地　〒　　－

団 体 名
代表者名
電　　話　　（　　）

年度　板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業実績報告書

年度板橋区心身障がい者（児）レクリエーション事業補助金に係る事業実績について、下記の関係書類を添えて報告します。

記

添付書類
（１）事業報告書・・・・・・・・・・・別紙１
（２）事業収支報告書・・・・・・・・・別紙２
（３）参加者名簿・・・・・・・・・・・別紙３
（４）補助金に係る領収書等
（５）障がい者（児）に対する介助者について、要領で定める比率以上になった場合、また障がい者自身の参加が４名以下となった場合の理由書・・別紙４

別紙１

事　業　報　告　書

１．事　業　名

２．実　施　日　　年　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　）

３．実 施 場 所

４．事業内容・行程

５．参加人員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿名

（内訳）

障がい者（難病患者含む）	名
介助者その他	名

別紙２

事　業　収　支　報　告　書

１　収入の部

項　　目	金　　額	備考（単価・対象人数等）
レクリエーション事業補助金	円	申請額を記入してください
参加料	円	
団体負担金	円	
	円	
合　　計	円	

２　支出の部

項　　目			金　　額	備考（単価・対象人数等）
補助対象経費内訳（要領収書添付）	参加費	宿泊費・入場料等	円	
		傷害保険料	円	
	バス借り上げ料	貸切バス代金	円	
		有料道路代	円	
		駐車場代	円	
		乗務員代（心付け含む）	円	
	交通費（バスを借り上げない場合）		円	
	運営諸経費	看護師謝礼	円	(___)人×(_____)円
		ボランティア謝礼	円	(___)人×(_____)円
		手話通訳謝礼	円	(___)人×(_____)円
		下見費用	円	
		その他事務経費	円	
自主経費	飲食代		円	
			円	
			円	
	区への返還金（※）		円	
合　　計			円	

３　補助金の精算（※）

区分	申請額（A）	実績額（B）	返還額（A-B）
参加費（上限 40,000 円）	円	円	円
バス借上料又は交通費（上限 150,000 円）	円	円	円
運営諸経費（上限 60,000 円）	円	円	円
合　計	円	円	円

別紙３

参　加　者　名　簿

〔　　年　　月　　日現在〕

番号	フリガナ 氏　名	障がい者・介助者	住　所 電話（ＦＡＸ）番号
1		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
2		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
3		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
4		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
5		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
6		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
7		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
8		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
9		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）
10		1　障がい者 2　介助者	板橋区 （　　）

別紙４

年　　月　　日

所 在 地　〒　　－

団 体 名
代表者名
電　　話　　（　　）

理　由　書

※障がい者（児）に対する介助者について、要領で定める比率以上になった場合、または障がい者自身の参加が４名以下となった場合

理由

第５号様式（第１３条関係）　　号

年　　月　　日

様

板橋区長

補 助 金 確 定 通 知 書

年　　月　　日付、　　板福福第　　号で交付決定した　　年度板橋区心身障がい者(児)レクリエーション事業補助金については、下記のとおり確定します。

記

１　　既交付金　　金　　円

２　　確定金額　　金　　円

３　　返還金額　　金　　円

この通知は先に提出された　　年度補助金に係る事業実績報告書について補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められたので、通知するものです。

返還金は、この通知を受け取った日から 30 日以内に返還してください。